

## 県民健康づくり運動推進会議規約

(名称)

第1条 この会は、県民健康づくり運動推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、県民、各種団体及び行政がそれぞれの役割を自覚し、相互に連携し、すべての県民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を築くため、県民一人ひとりの主体的な健康づくりと社会全体でこれを支援する環境整備を推進することを目的とする。

(任務)

第3条 前条の目的を達成するため、推進会議の任務を次のとおりとする。

- (1) 県民健康づくり運動を推進すること。
- (2) 県民の健康づくり意識及び県民同士の支え合い意識の醸成に努めること。
- (3) 個人の健康づくりを支援する社会環境の整備を進めること。
- (4) 県民健康づくり運動推進大会の開催など、官民共同の取組みを推進すること。
- (5) 健康づくりに関する「1団体1活動」の実践に努めること。
- (6) 県民の健康づくりに役立つ情報の提供に努めること。
- (7) 家庭、地域、学校、職域など生涯を通じ一貫した健康づくりを推進すること。
- (8) 関係機関・団体等のネットワーク化の推進を図ること。
- (9) その他推進会議の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 推進会議は、推進会議の目的に賛同する各種団体及び法人（以下「会員」という。）をもって組織する。

(会長)

第5条 推進会議には、会長を置く。

- 2 会長は、全体会議において、会員の代表者による互選により定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第6条 推進会議には、副会長を置く。

- 2 副会長は、会員の代表者その他これに準じる者の中から会長が指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第7条 推進会議には、専門委員を置く。

- 2 専門委員は、会員の代表者その他これに準じる者の中から会長が指名する。
- 3 専門委員は、専門委員会を構成する。

(全体会議)

第8条 全体会議は、会員の代表者その他これに準じる者をもって構成する。

- 2 全体会議は、必要に応じて会長が召集し、次に掲げる事項について審議決定する。
  - (1) 推進会議の活動方針

(2) その他推進会議の運営に関する重要な事項

3 全体会議の議長は、会長がこれに当たる。

4 全体会議の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第9条 専門委員会は、会長、副会長を含む専門委員15人以内で組織する。

2 専門委員会には委員長を置く。

3 専門委員会の委員長は、専門委員による互選により定める。

4 専門委員会は、必要に応じて委員長が召集し、次に掲げる事項について審議決定する。

(1) 健康づくりに関する専門的な事項

(2) 県民健康づくり計画及び関連する各種計画に関する事項

(3) その他推進会議の運営に関する事項

5 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

6 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

7 専門委員会に、次の部会を置く。

(1) 地域・職域連携推進部会

(2) 食育推進部会

(3) 歯科保健推進部会

8 部会委員は、委員長が指名する。

9 部会には部会長を置く。

10 部会長は、部会委員による互選により定める。

11 部会は、必要に応じて部会長が招集し、必要な事項について審議・決定する。

12 部会の議長は、部会長がこれに当たる。

13 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。

(事務局)

第10条 推進会議の事務を処理するため、事務局を愛媛県保健福祉部健康増進課内に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成13年8月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年10月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年9月7日から施行する。